「岩手県沿岸地域における若手人材確保に向けた勉強会及びフェア」 企画・運営管理業務

業務仕様書

令和5年5月 岩手県沿岸広域振興局 この「業務仕様書」(以下「仕様書」という。)は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「「岩手県沿岸地域における若手人材確保に向けた勉強会及びフェア」企画・運営管理業務」(以下「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

岩手県沿岸地域(沿岸広域振興局管内(釜石市、大槌町、大船渡市、陸前高田市、住田町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村)のこと。以下「沿岸地域」という。)では、進学・就職に伴う若年層の管外への流出が進んでいる一方、コロナ禍の影響により全国的に地元志向や地方での働き方についての関心が高まっており、沿岸地域での就職や移住に関心のある層に効果的に情報発信を行うことにより人材確保が期待できる環境が整いつつある。

こうした状況を踏まえ、本業務では、沿岸地域に関心のある層のうち次代を担う若年層に焦点を当て、就職先や移住先として沿岸地域を選択してもらえるようにするため、管内企業が大学生等の若手人材を採用するために必要なスキルやノウハウを習得する勉強会を開催するとともに、地方(地元)での就職や移住に関心がある若者等に向けて、沿岸地域での仕事や暮らし、魅力を発信する移住フェアを開催するもの。

2 業務の内容

(1)業務の名称

「岩手県沿岸地域における若手人材確保に向けた勉強会及びフェア」企画・運営管理業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和6年3月1日(金)まで

イ 予算額

1,936 千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

(3)業務内容

ア 採用力強化実践勉強会(セミナー及び交流会)の開催

(ア) 企業向けセミナーの開催

管内企業における大学生等の若手人材の採用力を強化するため、若手求職者に対して効果的なPRやコミュニケーションを行うことができるスキルを学ぶセミナーを開催すること。

- ① 開催時期 令和5年8月~9月(予定)
- ② 開催回数 1回
- ③ 開催場所 釜石市内
- ④ 対 象 沿岸地域に所在する企業で、若手人材の採用に課題を抱えている経営者・人事 担当者等(6社程度)
- ⑤ 開催方法 原則、集合形式とすること。
- ⑥ セミナーの企画及び運営管理

- ・ セミナー内容の企画・立案
- ・ 講師の選定及び依頼 (謝礼、旅費等の支払いを含む。)、運営スタッフの確保
- ・ 開催に必要な会場の確保及び機材・備品の手配
- ・ セミナー資料(投影資料及び配布資料)及び当日運営に必要となる資料の作成
- ・ セミナー当日の運営全般
- ・ セミナー参加者に対するアンケートの実施

(7) その他

- ・ セミナーの企業への公募及び参加者の決定については、沿岸広域振興局において実施するが、受託者においても対象企業への周知について協力すること。
- 業務を進めるに当たっては、必要に応じて沿岸広域振興局と打合せや調整を行うこと。

(イ) 大学生とセミナー参加者との交流会の開催

上記(ア)のセミナーの成果を実践する場として、県内大学の協力の下、就職活動前の情報 収集を行っている大学生とセミナー参加者との交流会を開催すること。

- ① 開催時期 令和5年10月(予定)
- ② 開催回数 1回 (リハーサルと交流会)
- ③ 開催場所 県内大学のキャンパス内
- ④ 対 象 上記(ア)のセミナー参加者、就職活動前の学生
- ⑤ 開催方法 原則、集合形式とすること。
- ⑥ 交流会の企画及び運営管理
 - ・ 交流会内容の企画・立案
 - 講師の選定及び依頼(謝礼、旅費等の支払いを含む。)、運営スタッフの確保
 - 開催に必要な機材等の手配
 - ・ 交流会資料(投影資料及び配布資料)及び当日運営に必要となる資料の作成
 - ・ 交流会当日の運営全般(事前のリハーサル運営も含む。)
 - ・ 交流会参加者(企業及び学生)に対するアンケートの実施

⑦ その他

- ・ 県内大学との調整 (会場の確保を含む。) 及び学生に対する広報については、沿岸広域振 興局において実施するが、受託者も県内大学との打合せ等に参加すること。
- ・ 業務を進めるに当たっては、必要に応じて沿岸広域振興局と打合せや調整を行うこと。

イ いわて沿岸暮らし・仕事フェア (仮称) の開催

沿岸地域へ若年層を呼び込むため、地方(地元)での就職や移住に関心がある若者等に向けて、沿岸地域での仕事や暮らし、魅力を発信する移住フェアを開催すること。

(ア) 移住フェアの実施概要

- ① 名 称 いわて沿岸暮らし・仕事フェア (仮称)
- ② 開催時期 令和6年1月(予定)
- ③ 開催回数 1回 (開催時間は一日 (午前:リハーサル、午後:フェア))
- ④ 開催場所 釜石市内のメイン会場 (リアル会場) とオンライン配信 (Zoom 等)

- ⑤ 対 象 (メイン)沿岸地域出身の大学生等及び沿岸地域への移住に興味がある若者等 (サ ブ) 県外に進学または就職した若者がいる家族
- ⑥ 参加者(想定)
 - ・ 沿岸地域 9 市町村の移住定住担当者
 - 沿岸地域の企業上記アの採用力強化実践勉強会の参加企業等
 - ・ ゲストスピーカー 先輩移住者、地元就職者、地域おこし協力隊
- ⑦ フェアの内容(想定)
 - a 暮らし情報の提供
 - ・ 市町村担当者による地域の魅力、環境、ライフスタイル、ワーケーション情報等のプレゼンテーション
 - ・ 先輩移住者、地元就職者、地域おこし協力隊員によるトークセッション
 - b 就業情報の提供
 - · 沿岸地域の企業による自社PRなどのプレゼンテーション
 - ・ フェア参加者と企業の担当者との就職に関する個別相談
 - c サポート体制情報の提供
 - ・ フェア参加者と市町村の担当者との移住に関する個別相談
 - ・ 移住支援制度、情報発信サイト・SNS、窓口の紹介

(イ) 本業務の仕様

本イベント実施のための準備及び当日運営について、沿岸広域振興局と必要な調整等を行いながら進めること。

① 全般的な事項

沿岸広域振興局が主催する市町村移住定住担当者対象の説明会等に同席し、管内市町村の 意見を考慮した企画とすること。

- ② 準備
 - a 市町村、ゲストスピーカー及び企業との連絡調整
 - ・ 各市町村からの参加者を取りまとめ、参加に係る連絡調整を行うこと。
 - ・ ゲストスピーカー及び企業を沿岸広域振興局と協議の上、選定し、参加に必要な連絡 調整を行うこと。
 - b 司会者及びゲストスピーカーへの謝金等の支払い 司会者及びゲストスピーカーへ謝金及び旅費の支払いを行うこと。
 - c 会場の確保
 - ・ 沿岸広域振興局と協議の上、沿岸地域においてメイン会場(リアル会場)の選定及び 確保を行うこと。
 - ・ オンライン配信に必要な Zoom 等のオンライン会議システムを用意すること。
 - ・ Zoom ブレイクアウトルーム等を活用し、オンラインでも個別相談が可能な環境を整え

ること。

d 広報

広報用のチラシデータを作成し、SNS等を活用して広報を行うこと。

- e 参加者の申込受付及び連絡調整
 - ・ 参加は原則事前申込制とし、参加者の申込受付を行うこと。
 - ・ 参加者に対して、オンライン会議システムの URL 送信等の事前連絡を行うこと。
- f 機材等の手配

本イベントの実施に必要な機材及び備品等を手配すること。

g 進行要領の作成

沿岸広域振興局と協議の上、進行要領を作成すること。

③ 当日運営

- a スタッフの配置
 - ・ 当日の運営に必要なスタッフを配置すること。
 - ・ また、オンライン会議システムへの入室や音声・映像トラブルにも対応できるように すること。
- b 会場設営
 - ・ メイン会場(リアル会場)においては、必要な備品や機材等の設営を行うこと。
 - ・ オンラインでのフェア参加者に対しては、Zoom 等のオンライン会議システムを用意 し、事前に導通試験を行うこと。
- c 全体運営

司会進行、受付、案内誘導等も含めた全体運営を行うこと。

d フェア参加者に対するアンケートの実施

当日のフェア参加者に対してアンケートを実施し、集計結果を沿岸広域振興局へ報告すること。

(4) 自由提案

参加者は、「1 業務の概要」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を上 記業務に組み合わせ、具体的な提案を行うこと。

3 留意事項

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

4 事業実績報告書

この事業が完了した後、すみやかに事業完了報告書(様式を指定)及び事業の成果が分かる資料 (自由様式)を作成し、提出すること。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、 再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対 して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「5(1)イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

- ア 沿岸広域振興局は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、 その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとす る。
- イ 沿岸広域振興局は、上記「5(1)イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき 著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措 置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ウ 受託者は、上記「5(3)ア及びイ」による請求があったときは、当該請求に係る事項について 必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、沿岸広域振興局に対して文書 により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に移転することとするが、その詳細については、沿岸広域振興局及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開 示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成 13 年岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。

6 その他

(1) 本事業の執行に当たっては、随時、沿岸広域振興局と協議を行うものとする。

- (2) この仕様書に記載のない事項については、沿岸広域振興局と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出等、感染拡大防止の措置を講ずる必要がある場合には、本業務を変更(延期を含む)又は中止することがある。その場合、委託者と協議の上、契約を変更し、必要に応じて委託料を精算するものとする。